

平成21年 2月20日  
九州地方整備局

## 建設コンサルタント業務等における 更なる品質確保に向けた対策について ～調査基準価格を下回って契約した業務の品質確保対策を実施～

九州地方整備局では、建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る業務が依然として増加しており、良好な品質確保への影響が懸念される。平成19年度の業務成果においても70点未満の業務成績を付与された業務が、調査基準を下回った業務以外では全体の5%であるのに対し、調査基準を下回った業務の場合は全体の22%を占める結果となっている。

このような背景から、調査基準価格を下回って契約した業務の品質を確保するため測量・地質業務関係では、主任技術者の現場常駐の義務付けなど、更なる対策を試行的に実施することとしました。

### ○調査基準価格を下回って契約した業務の発生状況

- ・建設コンサルタント業務全体における発生率  
平成19年度 発生率15%→平成20年度 発生率24%（1.6倍）
- ・土木関係コンサルタント業務における発生率  
平成19年度 発生率15%→平成20年度 発生率25%（1.7倍）
- ・地質調査業務の発生率  
平成19年度 発生率26%→平成20年度 発生率47%（1.8倍）
- ・測量業務の発生率  
平成19年度 発生率22%→平成20年度 発生率21%（1.0倍）  
※平成20年度は、12月末現在（予定価格が1千万円以上の価格競争入札）

### ○調査基準価格を下回って契約した業務における品質確保対策

#### 【履行中の監督強化】

（具体的な対策内容）

##### 『測量業務』

- （1）測量業務の現場作業は主任技術者の現場常駐を義務づけ
- （2）測量業務の担当技術者は、有資格者であること
- （3）測量作業（公共測量作業規程によらない）においても、国土交通省公共測量作業規程に定める第三者機関による検定の義務づけ
- （4）測量の点検測量については、主任技術者の立ち会い又は自らの実施の義務づけ

##### 『地質調査業務』

- （1）地質調査業務の現場作業は主任技術者の現場常駐を義務づけ
- （2）地質調査業務の担当技術者は、有資格者であること

『土木関係コンサルタント業務』

- (1) 土木関係コンサルタント業務において現地調査を伴う場合は、管理技術者の現場常駐の義務づけ
- (2) 土木関係コンサルタント業務において実施内容確認のための業務実施報告書を最低月1回、管理技術者からの提出の義務づけ

【第3者による妥当性確認の義務づけ】

(具体的な対策内容)

『土木関係コンサルタント業務』

※既に実施中である第3者照査に以下の項目を追加

- (1) 第3者照査を実施する企業及び技術者に対し、同種又は類似業務の実績の義務づけ
- (2) 第3者照査を実施する照査技術者に対し、納品時における立会いの義務づけ

【業務実績評価の制限】

(具体的な対策内容)

- (1) 業務実績評価の制限として、調査基準価格を下回った業務の成績が70点未満は、企業及び管理技術者の実績として認めない

(適用業務)

- (1) については、測量、地質、土木関係コンサルタント業務に適用

【優良業務表彰の対象者から除外】

(具体的な対策内容)

- (1) 優良業務表彰の対象から除外する

(適用業務)

- (1) については、測量、地質、土木関係コンサルタント業務に適用

○試行時期

○平成21年2月23日から入札手続きを開始するもの

(問い合わせ先)

九州地方整備局	092-471-6331	(代表)
	092-476-3546	(技術管理課直通)
企画部	技術開発調整官	くわの 修司 (内線3120)
	技術管理課長	ひさの 隆博 (内線3311)
	技術管理課長補佐	つじ 英明 (内線3314)